

様式第1号

埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）公告

（仮称）三郷流山橋軟弱地盤対策工その1について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県道路公社財務規程第90条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

令和 2年10月 1日

埼玉県道路公社理事長 秋山 栄一

記

1 入札対象工事			
(1) 工事名	(仮称) 三郷流山橋軟弱地盤対策工その1		
(2) 工事場所	主要地方道越谷流山線／三郷市小谷堀地内		
(3) 工事期間	契約確定の日から令和3年3月31日まで		
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。		
(5) 工事概要	<p>ア 目的 （仮称）三郷流山橋建設に係る地盤対策等工事</p> <p>イ 工事内容 サーチャージ盛土工 サーチャージ盛土 11,700m<sup>3</sup> 軟弱地盤対策工 固化改良工 394本、鋼矢板工 1式 道路本線部・取付橋側道部・取付橋本線部 道路土工 1式、地盤改良工 1式、横断排水路工 1式、 擁壁工 1式、排水構造物工 1式、付帯工 1式</p> <p>ウ 主要資材 生コンクリート、固化材（セメント系）、コンクリート2次製品、 鋼矢板、再生アスファルト混合物、鉄筋コンクリート用棒鋼</p>		
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	土木工事業	工事分類名 土木一式工事
(7) その他	<p>受注者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、契約中の工事及び測量・調査・設計等の業務（以下、「工事等」という。）について、工事等の一時中止、工期又は履行期間の延長等（以下、「一時中止等」という。）の申出を行うことができる。</p> <p>発注者は、受注者から一時中止等の申出があった場合は、事情を個別に確認し、契約約款等に基づき、受発注者間で協議を行った上で工事等の一時中止、工期又は履行期間の延長、請負代金額又は業務委託料の変更等を行う。</p>		
2 落札者の決定方法	<p>埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。</p> <p>(1) 価格競争により落札候補者を決定する。</p> <p>(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対して入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼することがある。</p> <p>(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p>		

3 入札手続きの方法	埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定による。
4 設計図書等	設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、以下により提供する。 (1) 埼玉県道路公社ホームページ（ <a href="http://www.tollroad-saitama.or.jp/">http://www.tollroad-saitama.or.jp/</a> ）の入札情報に掲載。 (2) 埼玉県道路公社本社における閲覧 閲覧期間は、令和2年10月1日（木）から令和2年10月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。
5 競争参加資格確認申請書の提出	入札参加を希望する者は、以下により競争参加資格確認申請書（様式第11号）を埼玉県道路公社本社に提出すること。 (1) 公社に持参する場合 提出期間は、令和2年10月1日（木）から令和2年10月12日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。 (2) 郵送の場合 受付期間の令和2年10月1日（木）から令和2年10月12日（月）午後4時までに到着するよう送付し、到着確認を必ず行なうこと。 ※郵送事故等による未到着には対応しかねますのでご了承ください。
6 設計図書等に関する質問	設計図書等に関して質問がある場合は、以下により質問書（参考様式第3号）を埼玉県道路公社本社企画担当に提出すること。 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。 (1) 公社に持参する場合 提出期間は、令和2年10月1日（木）から令和2年10月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。 (2) 郵送の場合 受付期間の令和2年10月1日（木）から令和2年10月7日（水）午後4時までに到着するよう送付し、到着確認を必ず行なうこと。 ※郵送事故等による未到着には対応しかねますのでご了承ください。
7 質問に対する回答	令和2年10月9日（金） 質問に対する回答は、上記に示す日までに道路公社ホームページの入札情報に掲載する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも道路公社ホームページの入札情報において発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
8 入札執行の日時等	(1) 入札日時 令和2年10月16日（金） 午前10時30分 (2) 入札場所 埼玉県道路公社 会議室
9 入札に参加できる者の形態	単体企業
10 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 建設業の許可	土木工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。

(2) 資格者名簿への掲載	平成31・32年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「（1）建設業の許可」に示す業種で掲載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 工事成績	業種	土木工事業	点数	65点以上
	平成30年度及び令和元年度に完成した埼玉県発注工事のうち、上に示す業種の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても上に示す点数以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。			
(4) 所在地	本店又は主たる営業所	埼玉県内		
	資格者名簿に掲載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。			
(5) 資格者名簿での格付	業種	土木工事業	格付	Ⓐ 級
(6) 施工実績	国（各高速道路法人を含む）又は地方公共団体（公社含む）との請負契約			
	1回の契約金額8,000万円以上の道路工事 <p>契約の締結日にかかわらず、平成22年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方公共団体が出資する指定出資法人を含む。）との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。</p> <p>なお、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）による請負の施工実績については、代表構成員であるときのものに限る。</p>			
(7) 配置予定の技術者	資格	—		
	経験	—		
<p>ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。</p> <p>イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。</p> <p>エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p> <p>オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。</p>				
(8) 現場代理人	本工事は「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」のうち、「兼務を認める工事」の対象としない。			
(9) その他の参加資格	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限り</p>			

	<p>ではない。</p> <p>エ 土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負額が5百万円（建築一式工事にあつては1千5百万円）未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。</p> <p>オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>ク 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。</p> <p>ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。</p> <p>なお、建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。</p> <p>ケ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」参照。）。</p> <p>〈本工事に係る設計業務等の受託者〉</p> <p>商号又は名称 株式会社復建技術コンサルタント 埼玉事務所 所在地 さいたま市浦和区高砂4-3-12</p> <p>商号又は名称 株式会社ニュージェック 埼玉事務所 所在地 さいたま市北区土呂町1-15-38</p> <p>商号又は名称 日本工営株式会社 北関東事務所 所在地 さいたま市大宮区宮町2-35</p> <p>商号又は名称 大日コンサルタント株式会社 埼玉事務所 所在地 さいたま市南区南浦和2-31-13</p> <p>コ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。</p>
11 最低制限価格	設定する。
12 入札保証金	免除する。
13 契約保証金	<p>(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあつては、保証金額）と同額とする。</p> <p>ア 利付国債</p>

	<p>イ 埼玉県債</p> <p>ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県道路公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
14 支払条件	
(1) 前金払	する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる)。
(2) 中間前金払	しない。
(3) 部分払	する。
15 現場説明会	開催しない。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 入札前に、入札参加者から競争参加資格確認申請書の写しを提出してもらい、参加資格者であることを確認する。</p> <p>イ 競争参加資格確認申請書の写しを提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。</p> <p>ウ 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) 再度入札のとき</p> <p>(イ) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき</p>
(2) 入札書に記載する金額	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(3) 提出書類	<p>ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書を初度入札の入札書提出の際に添付すること。</p> <p>イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は、3回までとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。</p>
(5) 不調時の取り扱い	<p>ア 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)がない場合は、随意契約によることができるものとする。</p> <p>イ 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨</p>

	<p>を告知して行うものとする。</p> <p>ウ 随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。</p>
(6) 入札の辞退	<p>入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。</p> <p>ア 入札執行前にあつては、入札辞退届けを提出させる。</p> <p>イ 入札執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。</p>
(7) 独占禁止法など関係法令の遵守	<p>入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に違反する行為を行ってはならない。</p>
(8) くじによる落札候補者の決定	<p>落札候補者とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。</p>
(9) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>ア 競争参加資格確認申請書（写）を提出しない者がした入札</p> <p>イ 入札者の押印のない入札書による入札</p> <p>ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札</p> <p>エ 金額の訂正のある入札書による入札</p> <p>オ 押印された印影が明らかでない入札書による入札</p> <p>カ 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>キ 記載した事項が明らかでない入札書による入札</p> <p>ク 代理人で委任状を提出しない者がした入札</p> <p>ケ 他人の代理を兼ねた者がした入札</p> <p>コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札</p> <p>サ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>シ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札</p> <p>ス 明らかに連合によると認められる入札</p> <p>セ 虚偽の競争参加資格確認申請書（写）を提出した者がした入札</p> <p>ソ 参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札</p> <p>タ 10（9）ケにより本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者が行った入札</p> <p>チ 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札</p> <p>ツ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
17 その他	<p>(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。</p> <p>(2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。</p> <p>(3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(4) この公告、設計図書等に関する事項については、質問回答書の記載内容を優先するので、入札参加の際は、必ず質問回答書を確認すること。</p> <p>(5) この入札及び契約においては、消費税及び地方消費税の合計税率10%を適用する。</p>

18 問い合わせ先	〒330-0074埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 埼玉県道路公社 企画担当 電話 048-822-8073 ファクシミリ 048-822-8082 メールアドレス road@tollroad-saitama.or.jp
-----------	---